

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

事業名：国道1号四日市茂福電線共同溝PFI事業

国道1号四日市茂福電線共同溝PFI事業 実施方針等に関する質問回答

No.	資料名	頁	項目名			質問内容	回答	
1	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	「道路付属物(道路照明等)」とありますが、信号機や信号用ハンドホール等の設計は含まれるのでしょうか。	信号機や信号用のハンドホール等の公安委員会施設の設計は含まれません。
2	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	既存支障施設に歩道上の水路は含まれていると考えてよろしいでしょうか。	歩道部の水路については支障施設と考えておりません。詳細設計において、支障施設となる場合は要求水準書（案）第2 I 2(1)に基づき協議ください。
3	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	情報BOX、IRNの撤去は既存支障施設の解体撤去に含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、既設のケーブル移設については占用事業者等の実施という理解でよろしいでしょうか。	情報BOX、IRNについても既存支障施設の解体撤去に含まれます。既設のケーブル移設については、ご理解のとおりです。
4	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	水路部横断の引込管敷設形態により、本体の設計・施工に影響が出た場合、協議対象になるのでしょうか。	要求水準書（案）第2. I 1及び 2(1)に基づき、詳細設計の段階で、入線企業者等と調整した上、構造を決定ください。
5	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の業務内容	A設計業務に「試掘調査」が含まれていますが、想定されている試掘箇所数はございますか。	試掘箇所数は設定しておりません。
6	実施方針	3	第1	1	(8)	事業スケジュール	設計・施工期間が短縮となった場合、本施設の完成・引渡し時期は前倒しになるのでしょうか。	完成の引き渡し時期については協議ください。
7	実施方針	3	第1	1	(7)	事業期間	「本事業の事業期間は、中部地方整備局と 特定事業 を実施する民間事業者 との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和 3 6 年 3月末までの約30 年間を予定する。」とありますが、事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能である。また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長される理解でよろしいでしょうか。	詳細は、入札公告時に示します。
8	実施方針	3	第1	1	(8)	事業スケジュール	本施設の完成・引渡し令和17年3月頃となっていますが、当該現場では情報BOXが電線共同溝構築の支障になると思われ、情報BOXに入線されているケーブルを支障にならない側に構築する電線共同溝に移設する必要があります。令和17年3月の完成・引渡し前に部分引渡し等の処理を行いケーブル入線することは可能でしょうか。	部分引き渡しは考えておりません。ケーブル移設に関しては要求水準書（案）第2Ⅲ6に基づき、中部地方整備局及び占用業者と協議ください。
9	実施方針	4	第1	1	(9)	民間事業者への支払い	設計・施工期間における物価上昇については、国土交通省のスライド条項が適用されるのでしょうか。	詳細は、入札公告時に示します。
10	実施方針	4	第1	1	(9)	特定事業を実施する民間事業者への支払い	令和35年度までの間の物価上昇による、材料費・労務費・機械費・油脂等々の費用は「国土交通省のスライド条項」で設計変更の対象になるのでしょうか。	詳細は、入札公告時に示します。

No.	資料名	頁	項目名			質問内容	回答	
11	実施方針	15	第2	6	(4)	工事企業の参加資格要件	配置する技術者については、工事期間が約10年と長期に亘るため、退職や病気以外の転勤等での途中交代は可能でしょうか。	事業契約締結後において、やむを得ない理由(死亡、病気、出産、育児、介護、退職等)がある場合、協議のうえ、配置予定技術者と同等以上の者に変更することができます。
12	実施方針	17	第2	6	(5)	工事監理企業の参加資格要件	①「平成 2 1 年 4 月 1 日以降に元請けとして、同種工事（（ 4 ）②で掲げる工事）の工事監督支援、又は、大規模な土木工事を行う公益民間企業自ら工事監督を行った実績を有すること。」とありますが、「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督する業務」を「工事監督支援業務」と理解してよろしいでしょうか。または、公益民間企業である電気通信会社からの電線類地中化工事の工事監理業務も「発注者支援業務」と理解してよろしいでしょうか。	前段・後段ともにご理解のとおりです。
13	実施方針	17	第2	6	(6)	維持監理企業の参加資格要件	②「平成 2 6 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。」とありますが、道路舗装の路面性状調査も本実績と見なされると理解してよろしいでしょうか。なお、上記業務についてテクリス登録の業務分野は「道路」、業務段階は「道路」「維持管理」「変状調査」です。	ご理解のとおりです。
14	実施方針	22	第4	2	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	舗装復旧は、仮復旧、本復旧が対象と考えてよろしいでしょうか。また、歩道上の水路は本対象と考えてよろしいでしょうか。	舗装復旧については、ご理解の通りです。 歩道部の水路の復旧の必要性については、要求水準書（案）第2. I 2(1)に基づき協議願います。
15	実施方針	25	第6	3		金融機関等との協議	契約時に工事監理企業及び工事施工企業それぞれで金融機関との契約保証は必要でしょうか。	詳細は、入札公告時に示します。
16	実施方針	35	別紙5	20		リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への説明会については、どこが主体となって実施するのでしょうか。	説明会については、要求水準書（案）第3. III 1に基づき、事業者が主体となります。
17	実施方針	35	別紙5	20		リスク分担表	「当該増加費用を合理的な範囲内において国が負担、その他については事業者が負担する。」とありますが、合理的な範囲内の基準等をご教授下さい。	事案毎の対応となりますので協議ください。
18	実施方針	35	別紙5	20		リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況及びこの路線の工事に対する苦情状況についてご教示願います。	住民等への事前説明は行っていません。現時点で隣接工事等に関する苦情はありません。
19	実施方針	35	別紙5	30		リスク分担表	「設計図書の瑕疵リスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、事業者の帰責とならないため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	入札段階で示される数量は詳細設計完了後に、合理的と認められたものについては、設計変更の対象とします。
20	実施方針	36	別紙5	43		リスク分担表	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分引渡しも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引き渡しは考えておりません。

No.	資料名	頁	項目名			質問内容	回答	
21	実施方針	36	別紙5	45		リスク分担表	物価上昇リスクの説明に「著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合」とありますが、著しくとはどの程度の変動のことでしょうか、基準等をご教示ください。	中部地方整備局との協議により決定することを想定しております。
22	実施方針	36	別紙5	45		リスク分担表	物価上昇リスクの説明に「国と協議を行うことができる」とありますが、説明欄の記載にもありますように「特殊な要因又は予想することができない特別な事情による場合」とは、具体的にどういう場合でしょうか、ご教示ください。	中部地方整備局との協議により決定することを想定しております。
23	実施方針	36	別紙5	61		リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	詳細は、入札公告時に示します
24	実施方針	35	別紙5	16		リスク分担表	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPF1事業であるため、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない（遡及されない）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、法令の改正等により必要に応じて協議を行う場合があります。
25	実施方針	36	別紙5	62		リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、参考までに法令変更に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	詳細は、入札公告時に示します。
26	要求水準書	1	第1	1		要求水準書の位置づけ	要求水準を達成できない場合は、業務の対価の減額又は契約解除等の措置がなされますが、提案した代替案については要求水準以上であれば措置の対象外となるのでしょうか。	事案毎の対応となりますので協議ください。
27	要求水準書	2	第1	6		事業の概要	道路付属物（道路照明等）が整備対象となっておりますが、照明を途切れさせないようにするため、旧照明柱の撤去時期は新照明柱に入線後（維持管理期間）になると思われます。その場合の撤去費用については、維持管理業務内での設計変更対応との理解でよろしいでしょうか。	道路照明等の計画については、要求水準書（案）第2.Ⅲ 11に記載のとおり、中部地方整備局で設置方針を検討したうえで、必要に応じて詳細設計を行うものとなっております。
28	要求水準書	2	第1	7	(2)	工事業務	(7)「既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務」について、県警設備である信号・感知器、管路の移設が発生した場合も本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	公安委員会施設は本事業の対象ではありません。
29	要求水準書	3	第1	7	(5)	事業期間	設計・工事期間が短縮となった場合、引渡しも前倒しになり、維持管理期間も短縮されるのでしょうか。	完成の引き渡し時期については協議ください。 維持管理期間の短縮は考えておりません。
30	要求水準書	3	第1	7	(5)	事業期間	(7) 設計業務・工事業務において、上限11年とありますが、当初予定から大幅な工法変更等が必要となった場合において、上限11年を超える場合は「14 要求水準の変更」対象としていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	大幅な工法変更などを理由に（7）設計業務・工事業務期間である上限11年を変更することはできません。
31	要求水準書	9	第2	12	(2)	関連業務等との調整	同調工事実施時の場合、設計変更対象となるのでしょうか。また、同調施工について委託もしくは受託は可能でしょうか。	引き込み連携に関する工事は道路管理者より電線管理者への委託を予定しております。
32	要求水準書	9	第2	14		道路狹隘区間の検討	道路排水の見直しとありますが、歩道上の水路のことでしょうか。また、歩道部有効幅1.5mに水路幅を入れてよいのでしょうか。	道路排水の見直しとは、車道、歩道の排水計画の見直しです。道路区域内の水路は歩道有効幅員として考えてください。

No.	資料名	頁	項目名			質問内容	回答	
33	要求水準書	9	第2	14		道路狭隘区間の検討	「地上機器を設置後の歩道部有効幅員を1.5m以上確保する。」とありますが、場所によって確保不可能となることは、止むを得ないと考えてよいのでしょうか。また、歩道有効幅1.5m以上確保できない場合、沿道の別土地（私有地の一部買取等）に設置することは可能なのでしょうか。	地上機器の設置位置については、要求水準書（案）第2. I 14に基づき、道路管理者と協議の上決定することになっております。
34	要求水準書	9	第2	12	(2)	関連業務等との調整	電線共同溝設置に伴う既存埋設物の支障移設設計は、各占用事業者にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	各占用企業者の支障移設は、中部地方整備局・事業者・占用企業で方針を調整のうえ、事業者にて移設計画を作成（要求水準書（案）第2. III 6に記載）することになります。なお、支障移設詳細設計については各占用企業者が行います。
35	要求水準書	9	第2	I-14		歩道狭隘区間の検討	「道路排水の見直し等により、地上機器設置後の歩道有効幅員を1.5m以上確保する。」とありますが、民地側排水路は四日市市の管理区間が多くあります。排水路の見直しについては、四日市市とは調整済みとの認識でよろしいでしょうか。	調整はしていません。見直しが必要な場合は四日市市と協議願います。
36	要求水準書	10	第2	17		試掘及び埋設物探査	埋設ケーブル位置測定機器を使用した標準的な埋設物探査が指示されていますが、探査精度をあげるため違う方式の装置を併用して問題ないでしょうか。また、その時の費用は協議対象となるのでしょうか。	併用することは問題ありません。 また、費用については、要求水準書（案）第2. I 17に基づき、協議ください。
37	要求水準書	10	第2	I-17		試掘及び埋設物探査	試掘調査が「調査業務」に含まれておりますが、試掘に関する計画・管理を「設計企業」が担い、工事は「工事企業」が担うことは可能でしょうか。	可能です。
38	要求水準書	12	第2	II	1	BIM/CIM 活用業務	CIMデータはあるのでしょうか。ある場合は貸与いただけますでしょうか。	現段階ではCIMデータは作成していません。
39	要求水準書	12	第2	II-1		BIM/CIM 活用業務	「なお、受注者が希望する場合、発注者が示す活用目的以外の活用を提案することができる」とありますが、提案の必要性を受発注者間協議にて認めていただいたとしても「5 BIM/CIM実施の費用について」記載のとおり、設計変更の対象とはならないという理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）第2. II 5に記載のとおり、変更対象にはなりません。
40	要求水準書	15	第2	III-6		支障物件等調査	「支障物件の抽出と移転計画を立案すること」とありますが、予備設計の段階で、明確になっている支障物件があれば提示ください。また支障物件に関して、予備設計会社担当者との打合せ・情報共有等は可能でしょうか。	前段について、予備設計成果（設計図書等の閲覧対象）をご確認ください。 後段について、必要に応じて発注者と協議願います。
41	要求水準書	16	第2	10		引込管及び連携管の協議	同時施工について設計変更の対象になるのでしょうか。また、同時施工時の委託、受託は可能でしょうか。	引き込み連携に関する工事は中部地方整備局より電線管理者への委託を予定しております。
42	要求水準書	16	第2	III-11		道路照明等の計画調整	「必要に応じて事業者が詳細設計を行うものとする」とありますが、詳細設計の追加実施は設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名				質問内容	回答
43	要求水準書	24	第3	11	(4)	通行規制	年度末の3月は1ヶ月間、一切の工事は施工不可になるのでしょうか。	3月期は車線規制を伴う工事は全て工事抑制対象となります。
44	要求水準書	24	第3	12	(1)	主任技術者の専任を要しない期間	主任技術者および現場代理人は現場施工に着手するまで専任を要しないとありますが、工事企業が試掘工を担う場合はこの要件はあてはまるのでしょうか。	工事企業が試掘を担うのであれば工事着手に該当します。
45	要求水準書	26	第3	18	(2)	柵蓋	柵蓋に限らずコンクリート側溝が損傷、破損している場合も協議のうえ、本整備工事施工内で対応するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書	33	第3	25	(3)	デジタル工事写真の黒板情報電子化	本整備工事においては、基本的に黒板情報電子化を前提という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書	35	第3	26	(4)	作業土工	現地状況によりとありますが、埋め戻しの発生土は事前の現地での土質試験調査により決定するのでしょうか。もしくは、隣接工事の既存調査資料により決定するのでしょうか。	現地の採取土を用い、土木工事施工管理基準に記載の土質試験により決定してください。
48	要求水準書	43	第3	30		既設支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	道路付属物（ガードレール、ガードパイプ）の撤去・復旧は既存の物を再設置するという理解でよろしいでしょうか。	中部地方整備局との協議により決定することを想定しております。
49	要求水準書	44	第3	I-31		本事業で整備する施設の所有権移転業務	事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能であるという理解でよろしいでしょうか。また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長されるという理解でよろしいでしょうか。	詳細は、入札公告時に示します。
50	要求水準書	49	第4	I-1	(1)	一般事項	「事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること」とありますが、段階確認・材料確認を遠隔臨場で実施することは可能でしょうか。可能な場合、当初契約には計上せず実施内容を協議後に設計変更で計上するという理解でよろしいでしょうか。	確認及び検査の方法については任意であり、指定するものではありません。ただし、検査については事業者が実施する内容となるため設計変更の対象とはなりません。
51	要求水準書	56	第5	Ⅲ-1		一般事項	「調整マネジメント業務（維持管理段階）」には、水道工事やガス工事等の近接施工による立会も含まれているという理解でよろしいでしょうか。また、近接施工により立会をした場合、費用は設計変更で計上するという理解でよろしいでしょうか。	前段については、調整マネジメント業務（維持管理段階）には、水道、ガス工事等の近接施工による立会も含まれます。後段については、当該費用は協議のうえ、必要と認められた場合は設計の対象とします。
52	要求水準書	57	第5	Ⅲ-4	(4)	管理台帳の作成、修正	管理台帳については、調整マネジメント業務（維持管理段階）にて「作成」、「修正」を行うという理解でよろしいでしょうか。もしくは工事業務にて「作成」との理解でしょうか。	工事業務にて道路施設台帳を作成し、調整マネジメント業務（維持管理段階）にて電線共同溝の管理台帳を必要に応じて修正するものとします。

国道1号四日市茂福電線共同溝PFI事業 実施方針等に関する意見回答

No.	資料名	頁	項目名			質問内容	回答
1	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称 以下の項目を含め、その他事業対象項目がある場合、入札公告時に詳細な施工方法・規格・数量等の提示をお願いします。 ・道路（車道、歩道） ・道路附属物（道路照明）	詳細は入札公告時に示します。
2	実施方針	3	第1	1	(5)	特定事業の範囲 工期短縮、コスト削減の観点から、整備工事に引込管、連携管までPFI事業に含めることはできないでしょうか。	引き込み連携に関する工事は中部地方整備局より電線管理者への委託を予定しております。
3	実施方針	4	第1	1	(9)	特定事業を実施する民間事業者への支払い ①「中部地方整備局 への所有権移転後、令和 1 7 年度から令和 3 5 年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。」とありますが、設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、国への所有権移転を前倒しした場合は、事業期間を前倒しするようご検討お願い致します。	ご意見として承ります。 完成の引き渡し時期については、協議ください。
4	実施方針	4	第1	1	(9)	特定事業を実施する民間事業者への支払い ①「中部地方整備局 への所有権移転後、令和 1 7 年度から令和 3 5 年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。また、発注者も割賦払い期間が長期にわたることで割賦手数料総額が増加することから、割賦払い期間は施設整備期間と同期間（10年）を要望します。10年とする理由は、PFI事業の目的の一つである「行政予算の平準化」は施設整備期間内での平準化でも果たせるためです。	ご意見として承ります。 実施方針のとおり令和17年度から令和35年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払いを行う予定です。
5	実施方針	18	第2	6	(6)	維持管理企業の参加資格要件 ②「平成 2 6 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。」とありますが、公益民間事業者が道路に占有している地下構造物の維持管理についても本実績と見なすようお願いします。	実施方針に記載のとおりとします。
6	実施方針	24	第6	2	(1) (2)	事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合 中部地方整備局が賠償請求される(2)③には、「なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、中部地方整備局と事業者が協議して定めるものとする」とありますが、中部地方整備局が賠償請求する(1)④も「中部地方整備局と事業者が協議して定めるものとする」に変更願います。	実施方針に記載のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目名			質問内容	回答
7	実施方針別紙6	34		5, 6	リスク分担表	「事業契約締結後、特定の時期（施設の完成引渡日以前）に金利を入札時のものから改訂し、確定することを予定している」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。20年後の金利は予測不可能であり、金利の確定日以降の大幅な変動によって、発注者又は事業者に損得が発生する可能性があります。金利の適正支払いのために、維持管理期間の途中段階でも大幅な金利変動があった場合は、金利の見直しを行うようご検討をお願い致します。	ご意見として承ります。詳細は、入札公告時に示します。
8	実施方針別紙6	34		6	リスク分担表	「基準金利の確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加」について事業者のみがリスクの負担者と記載されていますが、事業者と国とが双方で対処すべき問題であるため国も負担者であると記載願います。	ご意見として承ります。詳細は、入札公告時に示します。
9	実施方針別紙6	34		11	リスク分担表	「ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする」とありますが、契約を解除されたことに伴う事業者が被る損失の補填について、国と事業者が協議できるよう願います。	ご意見として承ります。
10	実施方針別紙6	34		12	リスク分担表	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。増加費用については、設計変更協議の対象とするよう願います。	法令変更は、原案のとおりであり、不可抗力として位置付けるものではありません。 また、法令変更に伴う、リスク分担表・No. 11の記載内容に該当する場合は、協議により対応致します。
11	実施方針別紙6	35		21	リスク分担表	「施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者にのみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可抗力による住民反対運動が起こる可能性があるため、国側にも「○」を記載し、協議の対象とするよう願います。	原案のとおりとします。 仕様については、事業者が詳細設計において確定するため、それに基づいた施工及び管理に関する住民の反対運動について、事業者負担としております。
12	実施方針別紙6	37		61	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、国の負担と考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。	原案のとおりとします。
13	実施方針別紙6	37		62	リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。	原案のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目名				質問内容	回答
14	要求水準書（案）	4	第1	12		関係者協議会等の設置	関係者協議会は、中部地方整備局と事業者等により構成することになりますが、三重県警、四日市市および占用事業者も参加するよう要望します。 本事業を円滑に進めるためには行政及び占用事業者の協力が不可欠と考えるためです。	関係者協議会は、要求水準書（案）第1 12に記載のとおり、中部地方整備局と事業者等により構成し、事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行う場と考えております。 よって、関係者協議会の中に三重県警、四日市市および占用事業者を追加することは考えておりません。
15	要求水準書（案）	12	第2	Ⅱ-1		BIM/CIM活用業務	BIM/CIMを実施するためには、現況測量を地上レーザー測量・点群測量で実施する必要があります。地上レーザー測量・点群測量が実施済みの場合、データの貸与をお願いします。また、測量が未実施である場合は、本事業の中で設計変更にて対応をお願いします。	前段について、現段階で該当するデータはありません。 後段について、要求水準書（案）第2. Ⅱ 5に基づき、協議ください。
16	要求水準書（案）	47	第3	Ⅲ-4		地元に対する工事説明会	当該区間ですでに実施した内容を開示していただくよう願います。	現段階で地元に対する工事説明会は行っておりません。
17	-	-	-	-		-	他の電線共同溝PFI事業においては国債金利を採用していますが、事業者は利率が高い民間金融機関からの借入が必要となります。 民間金融機関で採用されている一般的な金利（例：長期プライムレート）を基に基準金利を確定していただくようご検討お願い致します。	ご意見として承ります。詳細は、入札公告時に示します。